

生徒指導上の基準

問題行動		初回特別指導の目安	
1	喫煙（喫煙・タバコ・喫煙具所持 ※1）	別室指導3日～	
2	飲酒（飲酒・酒類所持 ※2）	別室指導3日～	
3	喫煙同席・飲酒同席 ※3	別室指導3日～	
4	バイク登下校・制服乗車・制限同乗	別室指導3日～	
5	反社会的行為（窃盗・万引き・恐喝・金銭強要・薬物乱用等）	別室指導5日～	
6	粗暴行為	学年指導～別室指導5日	
7	暴力行為	別室指導5日～進路変更勧告	
8	指導無視・授業妨害（試験マナー違反を含む）	学年指導～別室指導3日	
9	器物破損（故意による）	別室指導3日 破損物品の弁償	
10	危険行為 ※4	学年指導～説諭	
11	対教師問題行動 (暴言・威嚇・粗暴行為)	暴言行為	説諭～別室指導3日
		威嚇行為	説諭～別室指導5日
		粗暴行為	別室指導5日～7日
12	対教師暴力行為	無期別室指導～進路変更勧告	
13	試験に関する不正行為 ※「不正行為と試験マナー不良の判断について」参照	別室指導5日～	
14	迷惑行為(個人や集団に対するいやがらせや不適切な言動、インターネット上の誹謗中傷・個人情報の漏えいなど ※5)	学年指導～別室指導5日	
15	いじめ ※継続性・計画性・集団性・被害程度などと被害生徒の学習権学習権などを考慮する	学年指導～進路変更勧告	
16	その他 特別指導が必要と思われる問題行動	生活安全指導グループで協議	

※上表は、あくまでも目安であり指導方針は教育的效果を考慮し、隨時、生活安全指導グループで検討する。問題行動の状況や内容に悪質性が高いと判断できるものについては、その都度グループで審議し、段階を上げた指導を実施する。

※1： 喫煙具とは、ライター・マッチ等喫煙行為に使用するものとし、いかなる理由があろうと所持または校内に持ち込んでいることが確認された場合は指導の対象とする。また電子タバコも同様とする。

※2：酒類とは、アルコール飲料全般とし、いかなる理由があろうと所持または校内に持ち込んでいることが確認された場合は指導の対象とする。

※3：同席とは、
 ア) 本人の意思で行為者と一定時間同じ場を共有し、
 イ) 行為者の行為を認知した上で黙認または肯定した状態で明らかに行為者と同じ集団を構成しているとみなされる場合とする。
 それ以外の場合は、生活安全指導グループで別に協議する。

※4：故意ではないがその行為の結果、器物を破損したり、他人にケガをさせる危険性が高い行為全般をさす。個別のケースについて生活安全指導グループで協議する。

※5：インターネットに関する問題行動について

次の1から5の問題行動については全て、書き込みや撮影をされた個人または集団の個人や集団からの異議申し立てがあった場合に特別指導を行うこととする。

問題行動		初回特別指導の目安
1	書き込みの公開・無断撮影 ア 個人(友人や他人または)や集団に対する誹謗中傷の書き込みを、インターネット(主にSNS)上に公開する。 イ 個人(友人や他人または)や集団の不適切な写真または動画を、本人や集団の了承なく撮影する。	迷惑行為 学年指導～別室指導5日
2	写真または動画の公開 本人や集団が了承したしないにかかわらず、個人(友人や他人または職員)や集団を撮影した不適切な写真または動画を、インターネット(主にSNS)上に本人や集団の了承なく公開する。	反社会的行為 別室指導5日～進路変更勧告
3	その他の情報 個人(友人や他人または職員)が特定できる情報(氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレスなど)を、本人や集団の了承なくインターネット(主にSNS)上に公開する。	反社会的行為 別室指導5日～進路変更勧告
4	個人情報を広げる発信(いわゆる拡散) 上記(1)から(3)の行動について、広げる発信(いわゆる拡散)については、その情報の内容や状況に応じて検討する。	迷惑行為または反社会的行為 学年指導～進路変更勧告
5	その他の問題行動 上記(1)から(4)の行動について、それに加担したりそれを指示したり、関わっての問題行動については、その内容や状況に応じて指導内容を検討する。	

(1) 迷惑行為とは、周囲の人や関係者などにとって迷惑となる行為を指す。

反社会的行為とは、社会の法律や、社会規範に明らかに反し、逸脱しているとされるような行為を指す。

(2) インターネット(主にSNS)への公開とは、公開する本人を含めて2名以上に公開することをいう。

(3) インターネット(主にSNS)への公開範囲は、会員公開・非会員公開を問わず特別指導とする。

(4) 称賛または誹謗中傷にかかわらず、情報が公開された個人または集団が異議を申し立てた場合は問題行動とする。

(5) 上記の特別指導の目安は原則とし、誹謗中傷の内容・個人情報の内容・写真や動画の内容とその組み合わせによって、生活安全グループで検討する。

(6) いわゆるSNS等の「拡散」、「無断掲載」、「不適切な内容の投稿や掲載、書き込み」等の問題行動を指す。